



第5章 返還

- |      |  |
|------|--|
| 第20条 | <p><b>借用料金の支拂い</b></p> <p>借受人は運転者は、レンタカーを借り受ける場合に、所定の返還場所において当社に返還するものとします。</p> <p>借受人は運転者は前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に損害を賠償するものとします。</p> <p>借受人は又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。</p>   |
| 第21条 | <p><b>(返還時の確認等)</b></p> <p>借受人は又は運転者は、当社立会いのものとしにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。</p> <p>借受人は又は運転者は、立会いのものとしにあたってレンタカーの内外にその運転者による運転者の済損品がないことを確認して返還するものとします。</p> <p>前項のほか、運転約款がある場合は、運転場所を除きレンタカー返還時ににおいて、ガソリン・駐車料金等の燃料が未精算(満タンでの)の場合には、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。</p>   |
| 第22条 | <p><b>(借受期間更替時の貸渡料金)</b></p> <p>借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に応する貸渡料金を支払うものとします。</p> <p>借受人は、第12条第1項による当社の承認を受けることなく借受期間を超えた後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。</p>   |
| 第23条 | <p><b>(返還場所の選択)</b></p> <p>借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。</p> <p>借受人は、第12条第1項による当社の承認を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。</p> <p><b>返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要な回送のための費用 × 300%</b></p>   |
| 第24条 | <p><b>(不返還となった場合の措置)</b></p> <p>当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返却せざるを以て、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になつたと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人レンタカーライフ協会に対し、不返還被害報告をするとともに、全勤システム等に登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。</p> <p>借受人は、前項に該当することとなつたときは、レンタカーカーの所有を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査やGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。</p> <p>第1項に該当することとなつた場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーカーへの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。</p> |

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 第26条<br>〔事故発生時の措置〕 | <p>借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。</p> <p>借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。</p> <p>（事務取扱い）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うことを要します。</li> <li>②前号の指示に基づきレンタカーの修理や保険料の支拂い等の手続を了結する場合は、当社が認めた場合を除き、当社が協力する所と同様に必要な手續をとることとします。</li> <li>③事故が発生した場合は、直ちに当社に連絡する場合は、調査会員が協力する所と同様に必要な手續をとることとします。</li> <li>④前号の規定に反する手方とは、運転者又は車両の所有者は、あらかじめ運転免許証及び運転登録証をもつものとします。</li> </ol> <p>（車両の取扱い）</p> <p>運転者は、運転のため事故の処理の実行を怠ることなく、自らの責務において事故を防ぐため、必ず協力するものとします。</p> <p>（車両の運転）</p> <p>運転者は、事故発生時の状況を確認するに當り、ドライブライフ等が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。</p> |
| 第27条<br>〔盗難発生時の措置〕 | <p>借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。</p>  |

（注）当社の「お問い合わせ」窓口では、お問い合わせの内容によっては、お問い合わせの状況の説明等を含む複数の回答を複数回に分けてお送りする場合があります。

- (3) 保険、その他の被害に關し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力することとともに要求する書類等を逓次なく提出すること。  
第28条(使用不能における貸渡契約の終了)  
（1）前項において「事故、盗難その他の事由（以下「故障」といいます。）」によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。  
（2）借受人は、前項の場合、レンタカーコーナーのレッカーアクセス、保管、引取り及び修理等に要する費用を負担するものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。  
（3）故障等が貸渡しに存したじきの場合は、貸合せその他のレンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーカーの提供を受けることができないときは、当社は、貸合せの貸渡料金を全額返却するものとします。  
（4）債務者が生じた代替レンタカーカーの提供を受けることができないときも同様とします。  
（5）債務者が生じた代替レンタカーカーの提供を受けることができない場合に、当社は、貸合せの貸渡料金を全額返却するものとします。  
（6）債務者が生じた場合に、本条に定める限りを除き、レンタカーカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合は、限ります。

## 第7章 賠償及び補償

- 第29条 借受人による修理を受けたレンタカーの使用に際し、借受人又は運転者が社からのレンタカード（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。  
ただし、人身又は他の財産に修理を受けたレンタカーの使用に際し、借受人又は運転者が社からのレンタカード（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第30条 前項より借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により、当社がそのレンタカードを使用できることに障害については、料金表に定めるところ（ノンオペレーションチャージ）にて、当社が該料金を支払うものとします。

2 前項より借受人が損害賠償責任を負う場合、修理を受けたレンタカー（第35条の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカードを含みます）の使用に間にし、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

3 修理を受けたレンタカー（第35条の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカードを含みます）の使用に間にし、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前す。  
（自動車損害賠償責任保険会社）



## 第8章 貸渡契約の解除

- 第32条** 当社は、  
① 併用する人は又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当する事ととなったときは、重額のを信告し、催告を要せずに貸渡料契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができる。  
② 併用者は、前項の解約を該当したときは、当社に生じた損失を支払うものとします。

**第32条** 当社は、  
① 併用人が、使用料であっても、当社の共同賃主である人によって運転するものとします。当社が契約した利用時間と実際の利用時間の差が24時間未満の場合、当社はこれを返還しないものとします。  
② 併用者は、前項の解約をすると、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。  
a) 月額料金の1%、またはナオキス料金料金の1%、又はナオキス料金料金の1% × 50%

料 = 1(賃渡契約期間に対応する基本

- 第33条 第9章 個人情報の利用目的の範囲  
個人情報の利用目的の範囲は、個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。  
（1）貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。  
（2）個人又は運送業者に対して、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。  
（3）貸渡契約締結時に際にして借り受けた者又は運送業者に関する本人確認及び賃貸契約の締結の可否についての査定を行うため。  
（4）個人又は運送業者に関する個人情報の収集、中古車等の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、メールの送信等の方法によりお問い合わせするため。

方法による商品分析) 企画開発、個人を識別するため。業内及びサービスの企画開発、

- 第34条 第1項に定めている目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

2 第1項第1号に定めている目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

3 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が全レジストリシステムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカーアソシエーション並びにこれらのお客様へのサービス事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて運転免許証の交付又は更新の手続を怠った場合

(2) 当社が道路交通法第52条第2項違反があると認められた場合

(3) 第24条第1項に規定する場合があると認められた場合

4 運転者が前第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レジストリシステムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカーサービス事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

## 第10章 雜則

- 第35条(代理貸渡)  
当社は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事柄を遵守するものとします。(この代理貸渡を「代理貸渡」といいます。)  
(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、当社の貸渡約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも、利用者にとって有利であるときは当社の貸渡約款を適用すること。  
(2) 貸渡証は第3項に定める特別な様式とすること等の適切な方法を含みます。)により付添されていること。  
(3) 代理貸渡をした車両の運送は、運送会社の運送金を支払う。当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。  
2 代理貸渡をした場合に、当社が基本料金に定める「標準運賃」を支払った車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続に協力するほか、  
3 代理貸渡をした場合に、当該レンタカーを貸し渡した車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、借受人に運送者の料金を確保するための措置をとるものとします。  
第36条(GPS機能)  
当社は、車両の位置情報をGPS機能を利用して、車両の位置情報を把握する機能を有するシステムを構築する。このシステムは、車両の位置情報を把握する機能を有する車両を「GPS車両」といいます。

第305回 借受人及び運転者たる者は、田舎で運転するに合意するものとします。

- 第37条(ドライバー及びレンターカー) 借受人及び運転者は、レンターカーにドライバーレコードが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。但し、貸渡契約の終了時にレンターカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。

争い事故がカタマリ発生する場合に、一時的または長期的な運送の停止を認めることとする旨の規定である。

- (3) 借受人及び運送者は対して提供する商品・サービス等の品質同様、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。  
2. 借受人及び運送者は、前項に規定するライブフレコードによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求める場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求、開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することがあることに同意するものとします。

この約款に従ふる旨又はこれに準ずる旨の明記があることは、旨次の一項に付することができるものとします。

- 第40条 (賃料の支払) この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます。)を当社に対して支払うものとします。  
第41条 (金銭債務の履行) 当社はこの約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に對し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。  
第42条 (差滞法準則) 差滞法は日本法とします。

2. 邦文約款と外国語約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。

- 第42条 (細則の定め) 本社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。  
第43条 (重要事項の情報提供) 本社は、(1)この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

第44条 約款の掲示等  
2 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

- 第494号  
当社は、料金表を以下のいずれかの方法により<sup>り</sup> 個人に対して示します。  
(当社は、料金表等において<sup>る</sup> 公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。)  
①ウェブサイト等に見やすいように掲載  
②<sup>書面</sup>(電子メール等の電磁的方法を含みます。)の提示

第45条「約款等の変更」  
当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

- 第45条(約款等の変更)  
当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

第46条(合意管轄裁判所)  
この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴願のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、2024年10月1日から施行します。

